

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-1
処分の種類	動力漁船建造許可等の取消			
根拠法令条例等・条項	漁船法第7条第1項			
処分の概要	動力漁船の建造、改造及び動力漁船以外の船舶動力漁船への転用の許可の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁船法 (建造、改造及び転用の許可) 第四条 6 第一項又は第二項の許可を受けた者は、その許可に係る建造、改造又は転用について第三項第三号から第八号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、その許可をした行政庁の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の取消し) 第七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条第一項又は第二項の許可を受けた者が同条第六項の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。 2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			